

プロポーザル審査要領

この「プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、酒田市が実施する「不登校支援メタバース空間構築業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う業務提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 基本事項

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査は、不登校支援メタバース空間構築業務委託に係る酒田市プロポーザル事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 選定委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された業務提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。
- (3) 選定委員会は、非公開とする。
- (4) 委員による評価点数の平均が最低基準点（400点）未満の場合は、受託候補者を特定しないものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書の内容及び参加者による審査会でのプレゼンテーション及びヒアリングに基づいて行う。
- (2) 参加者が5者を超える場合には、企画提案において、企画提案書のみによる審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により（1）の審査を行う。
- (3) 参加者が5者以下であった場合は、一次審査は行わないものとする。
- (4) 選定委員会の委員は、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (5) 参加者が1者のみであった場合でも、選定委員会において企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングに基づく審査を実施する。

3 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

① 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は、プレゼンテーション40分以内（システムのデモンストレーションを含む）、ヒアリング20分以内の計60分以内とする。
- イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用

【別紙】

いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ 出席者は、3人以内とする。

エ システムのデモンストレーションには仕様書に記載する本市児童生徒が使用する GIGA 端末を使用して行うこと。なお、使用する端末については、委託者が事前に参加者に対して貸与する。

オ システムのデモンストレーションの GIGA 端末で使用するネットワーク回線は委託者が準備する回線を使用すること。なお、回線速度については、ダウンロードで 20Mbps 程度、アップロードで 5Mbps 程度、PING120ms 程度の環境を予定している。

カ 選定委員会の委員は、自身の補助者として指定する職員を会議に同席させ質問等を行う場合がある。ただし、審査には加わらない。

② 実施日時及び場所

参加資格確認結果の通知後に、提案者に対し別途通知する。

4 審査項目等

審査項目、審査の観点及び配点は別紙「採点基準表」のとおり。

5 受託候補者等の特定

選定委員会において、各委員が提案者毎に評価点数の合計で順位を付け、第1位の順位が最も多い者を受託候補者とし、次に多い者を次点者として特定する。

なお、複数の提案者において、第1位の順位獲得数が同数の場合は、全委員の評価点数を合計し順位を付け、最も評価点数の高い者を受託候補者とする。

6 審査結果の通知及び公表

審査結果については、全ての提案参加者に対して、企画提案審査結果通知書（様式6）により、次の事項を電子メールで通知する。

ア 受託候補者及び次点者の名称

イ 評価結果（第1位の人数等）

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由について、所定の期限までに説明を求めることができる旨

また、審査結果は、市のホームページにおいて次の事項を公表する。

① 受託候補者及び次点者の名称

② 受託候補者の評価結果（第1位の人数等）

③ 審査経過、審査結果及び委員名

【別紙】

7 審査結果に関する説明

審査結果について説明を求める場合は、次のとおりとする。

① 提出書類

任意の様式による書面（A4判）

② 提出期限

審査結果の通知のあった日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内の午後5時までとする。

③ 提出先

不登校支援メタバース空間構築業務委託公募型プロポーザル実施要領の「4 担当部署」のとおり

④ 回答

説明を求める書面の提出期限日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面にて回答する。